

社 支大 阪 名 古 屋 横 浜 東 北 州
 TEL 06 (6942) 2601
 Email osaka@decn.co.jp
 TEL 052 (961) 2631
 Email nagoya@decn.co.jp
 TEL 045 (201) 3821
 Email yokohama@decn.co.jp
 TEL 03 (3433) 7161
 Email kanto@decn.co.jp
 TEL 022 (222) 4222
 Email tohoku@decn.co.jp
 TEL 092 (741) 4605
 Email kyusyu@decn.co.jp

日刊建設工業新聞社
 総局 北海道 千 葉 北 陸 中 国 四 国
 TEL 011 (261) 7653
 Email hokkaido@decn.co.jp
 TEL 03 (3433) 7161
 Email chiba@decn.co.jp
 TEL 025 (229) 5411
 Email hokuriku@decn.co.jp
 TEL 082 (221) 7236
 Email hirosima@decn.co.jp
 TEL 087 (837) 5072
 Email shikoku@decn.co.jp

日刊建設工業



木下 誠也

愛媛大学教授

あるにはその延長線上にあるスキームを中心としている。その骨子は、被害が大きかった東北3県で旧債務買取のために「産業復興機構」を設置して債権を買い取るという制度である。この「復興機構」は中小企業基盤整備機構(中小機構)が8割、県内金融機関が2割を出資して設立するもので、その対象とする案件は、ほとんど再立され、法案には明記していない。既存の「復興機構」は中堅・中小企業を対象とするもので並行させ、対応していくものとした。「支援機構」の買取原資は200億〜3000億円規模と想定されているという。復興機構は投資ファンドとして設立されるが、「支援機構」は株式会社として設けられ、必要書類は上述のように、できるだけ簡便なものにする方針だという。

わが国の公共調達制度の枠組みを定めた明治会計法(1889年制定)は、フランス、ベルギー、イタリアに習ったものである。フランスにおいては、既に1350年には最低価格の入札を落札とする価格競争方式が公共工事に用いられ、17世紀にはこの方式が公共調達全般において用いられるようになった。そして1822年、すべての省庁の支出を大蔵省が掌握するという政府会計の法制度が王令として定められた。1836年には調達は

「競争及び公告を以てする」ことを王令で中央政府に義務づけ、翌1837年には地方政府にも義務づけられた。1838年には「政府

競争及び公告を以てする」ことを王令で中央政府に義務づけ、翌1837年には地方政府にも義務づけられた。1838年には「政府

年王令を指す。入札方式としては「売」と「買」が同じ扱いでいずれも競争入札が原則とされていた。この1862年王令は1962

1964年公共調達法典では公開式または制限式の競争入札(価格競争)において「それを超えると落札できない最大価格を設けなければならぬ」とした

64年公共調達法の最大価格(予定価格)に関する規定はすべて2001年9月に廃止された。この改正により競争入札(価格競争)の規定が削除され、価格競争は仕様が定まっている物品等で価格だけが問題となるものに限定されることとなり「最も経済的に有利である」とすなわち総合評価方式が落

に依りて極めて多様な入札方式が選択できるようになっている。明治会計法制定当時わが国が参考とした西洋の仕組みは、今や当時とは全く異なるものとなっている。一方、わが国では、交渉を認めず予定価格による落札価格の上限を定めて競争入札に付することを原則とするという明治会計法以来の枠組みは変わっていない。

明治以来進化を続けていたフランスの公共調達制度

会計全般に関する王令が制定され、その後1862年王令がこれに替わった。明治会計法制定の参考とするために大蔵省が1887(明治20)年に翻訳した仏国会計法とは、1862

年「政府会計全般に関する政令」に引き継がれた。フランスでは、実は早くも1882年には調達により、特別な場合に「交渉」が認められていた。しかし、これはわが国の参考にはな

えて「非公表の最大価格を封印した封書を開封するものとする」とした。価格競争の場合に限って厳格な予定価格の上限拘束を規定したのである。

1990年代には、ECの創設等に対応して制度の総点検が行われ、2001年3月公共調達法典が制定された。これに伴い、19

2004年、EU指令に整合させた公共調達法典が制定され、さらに2006年公共調達法典へと引き継がれた。これは、契約金額の大小を問わず、公共工

が、ダンピングの激化や入札不調・不落の発生といった形で顕在化するようになった。国会等においても予定価格の上限拘束の仕組みを見直すべきとの議論が出始めている。

所論

論

諸

論

1964年には「買」(調達)を対象とした公共調達法典が制定された。競

1990年代には、ECの創設等に対応して制度の総点検が行われ、2001年3月公共調達法典が制定された。これに伴い、19

2004年、EU指令に整合させた公共調達法典が制定され、さらに2006年公共調達法典へと引き継がれた。これは、契約金額の大小を問わず、公共工

さまざまな入札方式を用意し、価格に対する価値(Value for Money)を高める調達を可能とするよう調達制度を抜本的に見直す時期にきている。